

平成28年

第6回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成28年第6回教育委員会会議録

1 期 日 平成28年3月24日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後4時16分

5 出席委員 岩佐 信宏

長岐 和行

伊藤佐知子

猿田五知夫

米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進

教育次長 今井 一

教育次長 鎌田 信

総務課長 佐藤雅彦

施設整備室長 田松和彦

教職員給与課長 碓屋裕一

幼保推進課長 小柳公成

義務教育課長 佐藤昭洋

高校教育課長 安田浩幸

特別支援教育課長 西嶋崇広

生涯学習課長 沢屋隆世

文化財保護室長 近江谷正幸

保健体育課長 木浪恒二

7 会議に附した議案

報告第 5号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告について

議案第13号 第2期あきたの教育振興に関する基本計画「平成28年度実施計画」(案)について

議案第14号 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第15号 秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第16号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第17号 教職員の懲戒処分案について

8 承認した事項

報告第 5号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告について

9 議決した事項

- 議案第13号 第2期あきたの教育振興に関する基本計画「平成28年度実施計画」(案)について
- 議案第14号 秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について
- 議案第15号 秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第16号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第17号 教職員の懲戒処分案について

10 報告事項

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する秋田県教育委員会特定事業主行動計画(第1期計画)について
- ・平成29年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

11 会議の要旨

【岩佐委員長】

ただいまより、平成28年第6回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は2番長岐委員と4番猿田委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第17号「教職員の懲戒処分案について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、報告第5号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第5号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

特になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、報告第5号を承認します。

次に、議案第13号「第2期あきたの教育振興に関する基本計画「平成28年度実施計画」(案)について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第13号「第2期あきたの教育振興に関する基本計画「平成28年度実施計画」(案)について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

毎年、年度毎の実施計画を策定していますが、これができるまでの過程を教えてください。

【総務課長】

今回の実施計画は、27年度の進捗状況と課題を挙げておりますので、年度の後半から取りかかります。具体的には10月頃から各課に指示をして、作業を進めています。それから、28年度の計画も記載し、そこに来年度予算も反映させますので、秋口から始めて、12月頃になるとさらに固まっていき、いよいよ年明けには予算がつきそうなものと厳しそうなものとに分かれていきますが、こういった課題などを踏まえて、もう一押ししたりして、予算を取りつつ作業を進めていきます。これが出来上がるのは、全て予算を入れておりますので、厳密に言うと県議会で県の来年度予算案が成立した18日以降ということになりますけれども、それを見越して3月初めには大方のところ作成しておいて、今、最終的に案として皆様にお示ししているところです。

これを策定するには、非常に労力がかかります。これに限らず県ではいろいろな計画を策定していますが、後で見たときに、自分たちはこういうことに取り組むことにしていたのだという振り返りにもなりますので、作る意味はあります。今回の実施計画は、ご覧のとおり言葉も多く、中身も詰まっていますが、4月以降、我々もこれを見ながら取り組んでいこうと思っております。

【長岐委員】

これをとりまとめるのは総務課なのですね。

【総務課長】

実施計画全体の進行管理を総務課で行っておりますので、総務課が窓口となっております。実際

は各課で案を練った上で、担当者と意見交換をしながら作成しております。

【猿田委員】

全体的には、これを達成できるように一生懸命取り組んでいただければいいのかなと思って拝見しましたがけれども、多岐に渡る教育行政の中で、専門学科を持つ、いわゆる産業教育と言われるところの予算が、全体の比率とすればやや少ないのではないかという印象を受けました。

また、スポーツの振興をどうするのかということは、知事部局のスポーツ振興課と分担をされているのでしょうかけれども、小学校の競技スポーツの向上を図るとか、連携だとか、教育庁ではスポーツの振興について、どういう捉え方をして取組をされているのかというのが、課題からするとやや読み取れないのかなと思います。

秋田は少子化が進んでいますので、県内に残ってほしいと思っています。来年度、就職支援員を25名配置するということですが、どういう方が支援員になって、どういう動き方をして、成果があるのか教えていただきたいと思います。我が社でも毎年5名から10名ほどを採用しているのですが、なかなかこの支援員の方と接触があったというような話もないですし、昨日も大学等卒業予定者を対象とした県主催の合同就職説明会があり、それは進学してからですので、そういった方と支援員の接触はないのだと思いますが、そこまでいかないとなかなか秋田に就職するというところまでいかないのではないかと思います。

【高校教育課長】

専門高校や専門学科については、8ページに載せてございます。産業教育フェアや専門高校の内容、専攻科のことも含めて、ここを中心に何点か記載しています。

就職支援員に関しては、高校教育課では就職支援員とキャリアアドバイザーという二つの職種を配置しており、合わせて38名おります。就職支援員の方は、高校から就職する生徒の多い学校に配置しております。主に就職する企業やハローワークとの連携であったり、企業訪問をして、企業の様子を生徒に知らせるなど、そうした職場開拓というようなことをやっております。前年度に生徒が入った会社を訪問して、次年度以降につなげていたり、進路指導の先生方とのつなぎ役などを主にやっております。各学校では、ハローワークに募集をかけて採用しており、例えば車の免許があるとか、パソコンの操作もある程度できるとか、地域の雇用状況をよく知っている方とか、いくらか条件があります。他にも、学校関係者と有効なコミュニケーションが図れるような人であるとか、面接をして採用している状況です。採用した方には、その地域に出て行ってもらったりしながら、職場開拓等をしていただくということです。就職支援員については、主に以上のような仕事をしております。

【猿田委員】

そういう方だと、適任者というのはなかなか難しいですね。

【高校教育課長】

例えば昨年度、私が勤務していた高校の支援員の方は、商工会議所を退職された方で、地域の企業に詳しく、顔も広い方でした。先生をやっていた方もおりますし、Aターンで秋田に戻ってきて、会社関係に積極的に動ける人など様々ですので、一括りにこういう方というのはありませ

んが、基本はその地域に関して詳しく、生徒とうまくコミュニケーションをとれるというような方になっているという感じがします。

【猿田委員】

教職員OBよりも、商工会議所関係などの方が比率としては多いのでしょうか。

【高校教育課長】

手元に資料がありませんので、後でお伝えしたいと思いますが、地元に関心している方が多いということは間違いありません。

【猿田委員】

就職のシーズンになると、学校の校長会の会長などが商工会議所などに就職をお願いしますと今までは言っていますが、それが逆になると思うのです。商工会議所などが教育機関に来て、就職をお願いしますという状況になっていると思っています。これは教職員の採用も多分これからそうなると思います。秋田で働きたい、県外に出ても秋田に戻って働きたいという方々にきちんと応えていくのはなかなか難しいと思います。これだけ配置するのであれば、相当動いているということが理解できるような働き方をすればいいなと思いました。

もう一点、インターンシップとありますが、これはなかなか難しいと思うのですが、会社の選定というのはどなたがされているのでしょうか。短時間ですので、選び方によっては逆効果になるということもあるのではと思うのですが、現状はどうでしょうか。

【高校教育課長】

高校では、インターンシップかボランティアを必ずやるということで、かなりの学校でインターンシップを行っています。一番多いのが一週間のうち中三日行って、1日目と最終日は事前・事後研修のような形で、日数としてはだいたい三日間くらいというのが多く、夏休みに行っているのが一番多いと思います。インターンシップ受入企業の名簿があり、そこから行きたいところを選ぶのですが、高校生によっては進路希望がまだ決まってないような生徒が、ある程度自分に能力があるとか、どういったものに興味があるのかとか、就労体験をして自分がどういう方向に進めばいいのかといったことの意識付け、動機付けという部分もありますし、ある程度目的を固めて、実際にそういうことでやっていく生徒もおります。インターンシップ後に、実際にその会社を受けて入っていくという生徒もいますし、様々なパターンはあるのですが、我々が学校にいた当時で見れば、三日でも体験してくると、職業に対する意識や働くことの重要さとか、そういったものは身に付けて帰ってくるようで、その事前と事後の指導も学校でしますし、そういう意味では有効だと思っております。

【長岐委員】

キャリアアドバイザー、就職支援員の待遇はどうなっていますか。

【高校教育課】

非常勤職員でありまして、月給18万円です。

【長岐委員】

就職率がいいですし、頑張っているのだと思いますが、その人たちがどういうことをしているのかというのが見えないというのもあると思うのですね。キャリアアドバイザーや就職支援員を配置した学校では、週の報告をもらっているとか、活動内容については分かるのですか。

【高校教育課】

高校教育課にも活動内容の報告は上がってきます。学校の進路指導部がまとめて、管理職の決裁を受けて提出されています。

【保健体育課長】

運動部活動については、中学校・高校が運動部活動となっており、小学校の場合は主にスポーツ少年団の方で9割方活動しております。スポーツ少年団は、スポーツ振興課が所管しておりますが県体育協会で指導しておりますので、教育委員会ではスポーツ少年団の活動については把握をしております。ただ、学校では、例えばスポーツ少年団の活動を紹介していただくとか、先生方に激励をしていただくとか、そのようなことはお願いしますというようなことはしております。こちらに全く関係ないというわけではなく、本課では、食事の面でスポーツを強化できないかということで、講演会や指導も行っており、小学校のスポーツ少年団の指導者の方が受講に来ていただいたりということもあります。先ほど9割方スポ少と言いましたが、残りの1割の方には文科省の事業ですが、外部指導者の派遣事業もありまして、希望があればこちらの事業を活用して外部指導者を派遣するというも行っております。中学校の方は、中・高連携しての指導であるとか、中・高の部活の指導者を集めての指導方法の研修であるとか、そのようなことを行っております。

【猿田委員】

スポ少がこういう形になってからしばらく経ちますが、競技によっては競技力が向上して、うまく育てている競技もあるのですが、全体的にはそうではないなと感じています。指導者の問題だとか、なかなか教育委員会が入っていけないところもあるのでしょうかけれども、体育協会とか各協会では運営の見直しを検討をしているとか、全くしていないとか、そのようなことが分かれば教えて下さい。

【保健体育課長】

スポーツ推進審議会という会議がございまして、こちらの会議には我々も出席して、小学生に対する指導は大事だということをお話ししております。技術向上だけではなくて、やり過ぎによって怪我をしたり、練習のし過ぎによって意欲を失ってしまったりということも大きな問題になっておりますので、そうならないようにという意見は多く出されて、こちらの方からも関係機関には説明をしております。

【猿田委員】

スポ少は秋田市中心だと思いますが、スポ少ではない地域もありますか。

【保健体育課長】

秋田市はスポ少ですが、スポ少ではない部活動の地域は郡部に多いです。

【猿田委員】

子どもが少なくなってきましたが、団体スポーツは単独の学校でないといけないとか、ある程度人数がいないと成立しないということで、子どもの少ないところは人数合わせで2年生が入ったりすると、そうすると2年生と6年生が一緒になるけれども、それはスポ少の仕組みだから先生方が何も言えないというのはちょっとどうなのかと。どこかでコントロールしてあげなければと思います。例えば、違う学校が一緒に活動することを認めない頑ななスポ少だとか協会に対しては、誰がどうしていくのか。結局、やりたいと思っている子どもができないということが、ますます出てくるのではないかと思います。そこに何かしないといけないのではないかと思います。

【保健体育課長】

それについては、下の学年の子どもを無理にチームに入れるという話も出ておりますので、スポ少ではそれは最優先の課題だということは認識しているはずなのですが、なかなか実際には動けないというところではあります。

【長岐委員】

そもそも義務教育課程の小学校は何が目的かと考えたときに、もちろんスポーツもそうだし、学力もそうだし、いろんなことがあるのですが、おそらく今の義務教育では、スポーツの方に力点を置こうと思っても、今でさえ余裕がないので、義務教育、公教育の限界のところではスポ少ができていないということではないかと思います。やっぱり、読み書きそろばんと言うけれども、こちらは最低限大事ですよ。もちろん勉強もスポーツも小学校のうちから両方できるといいのだけれども、そこまで総合的にはなかなか実施できないというのが現状ではないでしょうか。だからスポ少に任せているんだと思います。

【伊藤委員】

小・中学校のスポーツに関しては、上手な子どもが続けられなくなっていくのが一番の問題なのかなと思っていて、今、貧困の問題とか、中学校・高校になるとお金がかかって継続できない子どももいますし、あとは親が送迎できないということもあるようです。例えば奨学金制度ではないですが、上手な子どもをもっと伸ばしてあげられるように、辞めなくてもいいように支援が今後できてくればと思っています。中学・高校でもいいですが、ぜひご検討いただければと思います。

【保健体育課長】

経費の問題については、指導者に対しては、あまりお金のかけすぎにならないように、あまり加熱しないようにという指導を盛んにしているところです。お金をかければきりが無いのですが、遠征費や用具代であるとか、あまり経費をかけないで、なるべく多くの子どもたちが続

けられるよう、経費がかかるから部活動ができないということ evitar するように指導してください
とうようなお願いはしているところです。

【岩佐委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第13号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第13号を原案どおり可決します。

次に、議案第14号「秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立
高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第14号「秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則及び秋田県立高等学
校管理規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第14号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第14号を原案どおり可決します。

次に、議案第15号「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第15号「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則及び秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【猿田委員】

評価する期間は教育長が定めるということですが、例えば1年に1回だとか、どのくらいのタイミングで評価をされているのですか。

【総務課長】

評価シートを作るのは年に1回ですが、その期間は4月から3月、あるいは10月から翌年9月までという形です。

【長岐委員】

これは法律が変わったので、それに合わせて規則も改正するということですね。評価のラベルは変わるけれども、今までやっていたような評価を、法律・規則で決まったように分けるというだけで、実態は変わらないのでしょうか。

【総務課長】

今までは総合評価としておりまして、中身として能力部門、業績部門の両方に着眼点を置いてやっていました。実際には、能力評価、業績評価としてやっている部分もありますが、結果的には総合的な評価をしています。今回、法律が改正されましたので、規則もそれに合わせて改正しようとするものです。

【猿田委員】

今まで勤務評価をしていた項目、評価基準については、概ね変わらないということですか。

【総務課長】

概ね何も変わらないということではなくて、評価項目についても見直しはしていきます。例えば業績評価ですと、それぞれ個人が今年の目標を掲げます。その目標について一年間を通して達成したかどうかを自己評価して、それを上司が一次評価をして、さらにその上司が二次評価をし

て行います。自分の目標を立てる際に、その人にとって高い目標を立てる人と、もう少し高くてもいいのではないかという目標を立てる場合もありますので、目標の立て方自体については、上司が面談等をして決めます。目標の立て方が低ければ、達成する確率は高いわけですので、そうすると単純に機械的にやっていると高い評価になってしまいます。ですから職員一人一人の職責によって、今年はこの目標にしましょうということを話し合った上で、その目標が達成されたかどうかということを一年後に判断して評価していくというやり方をしています。

【長岐委員】

評価する項目は法律に従ってネーミングしたが、実質上は総合評価のときと同じような観点が入っているということで、実質は変わらないというふうに理解しています。人が人を評価する限りにおいては、多角的所見というのはなく、どこまでいっても主観が入ってきてしまいます。能力評価と業績評価と決めたところで、その決め方自体も主観が入るし、スポーツで言えば、例えば陸上競技だと早いか遅いかすぐ分かるでしょうが、演技をして形がいかどうかを見るのは人によって違うでしょう。だから、いくら能力評価とか業績評価と言って分けてみたところで、最終的には多角的所見はないのです。だから、実質的には今までの総合評価と同じようなことになるのだけれども、例えば分限の不服申立てなどがあって、どういう観点でその人を評価していたかというときになると、総合評価だと答えは出せないでしょう。

【伊藤委員】

業績評価と能力評価というものは、国で定めたものなので、そのスタイルは変わらないですよ。業績評価というのは、目標を設定して「伸び」を評価するわけですよ。その人の素質ではなくて、「伸び」を評価しているのと思うので、非常に教育的だと思うのですが、でもやはり全体で考えたときに、絶対的にこの人の評価が分かると分かりやすい部分もあると思うので、そういう評価を上手に使いながら、もっと分かりやすくなるといいのではないかと思います。

【猿田委員】

民間でも目標管理をしますが、なかなか難しいですね。

【長岐委員】

やっぱり最終的には総合評価になると思います。それは今まで実質的にはやっているけれども、法律で総合評価といっても何を評価しているか分からないので、項目をきちんと決めてということではないでしょうか。

【伊藤委員】

主観が入るのは仕方がないことだと思うのですが、主観は主観で、ある程度多人数で行うべきだと思っているのと、私も職場の評価で何点何点と評価が出ましたが、ある程度絶対評価で見れないと、確かに教育的に出来高も大事だと思うのですが、いずれ絶対評価も必要なこともあるのかと思ったので、変わらないですよという質問をしたところでした。

【猿田委員】

職員本人から開示を求めることは、今までもできたのですか。

【総務課長】

そうです。

【米田教育長】

学校や役所では、最終的に評価シートというものを本人に面接しながら開示します。その上で、上司に対して申立てをするというケースも学校では何件かありました。

【岩佐委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第15号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第15号を原案どおり可決します。

次に、議案第16号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第16号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

へき地の指定級地はどのようにして決まっているのですか。

【教職員給与課長】

それぞれ資料の右側に幅を持たせて点数がございます。最寄りの高校への距離やバスの区間や

本数が何本かというのもありますし、6 km以上の遠距離通学をする児童生徒がどのくらいの割合でいるのかなど、22項目で評価し、その累計点数を出して、それに基づいて何級地という指定をしております。級地が上がっていくと、へき地手当の支給割合も上がっていくというようになっています。

【岩佐委員長】

「無級地」というのは、どういう学校ですか。

【教職員給与課長】

今まで指定のなかった学校ということです。

【長岐委員】

この種の案件が出てきたときにいつも思うのですが、法律が変わって、条例も決まって、極めて技術的作業で規則も定めなければいけないということですから、今さらこれを変えるということとはできないですね。

【教職員給与課長】

県立学校職員と給与体系が変わってしまうことになります。

【長岐委員】

そうすると、条例改正は議会を通っていますので、技術的にこうなっているということですね。

【岩佐委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第16号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第16号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。「女性の職業生活における活躍の推進に関する秋田県教育委員会特定事業主行動計画（第1期計画）について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する秋田県教育委員会特定事業主行動計画（第1期計画）について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

この種の問題が起こったときに、何が目標なのかということを忘れてしまって、現象面だけに囚われて間違いが起きると大変です。こういう方針はとても大事なことです、その人それぞれの生き方があって、男女を平等に扱わなければいけないという理念一つで動いているわけですから、女性を無理矢理受験させるとか、無理矢理幹部にさせるなどということがねらいではないということだけは分かっておかなければいけません。

【伊藤委員】

女性の方は固辞する方が多いので、無理矢理にでも引っ張らないといけないこともあると思います。女性の方にも啓発していかないといけないので、そういう制度を作って、もうちょっと目を開いていただくということなのではないでしょうか。

【長岐委員】

女性を盛り立てていかなければいけない、男女平等に扱わなければいけないということだけを忘れなければいいなという意見です。おっしゃるように啓発していくというのはもちろん大事ですが、ただ、固辞する人まで無理矢理何かしなさいというのは、これはまた違うのではないかと思います。数値目標を設定するのはもちろん大事だけれども、何のためにこういうことをやっているのかということを忘れないようにということ念を押しているのです。

【伊藤委員】

大学で男女共同参画関係にも携わっていて、いろいろ数値目標を立てて、ある意味、女性の方を優遇したりするですとか、同じ得点であれば女性の方を優遇したりするとか、そういうふうな制度に馴染んでおりますので、まだまだテコ入れが必要なのではないかと考えています。制度を作っていくって、男性の育児休暇ですとか、それこそ人間ドックのようにある程度日にちをきちんと分け与えて、実際に使ってもらって、それから使う使わないは本人たちの自由ですし、そういうふうな制度を作っていかなければ、なかなか馴染まないのではないかと考えているので、もっともっと進めてもいいのではと思っています。

【長岐委員】

「『男は仕事、女は家庭』といった性別役割分担意識のある職場風土が考えられることから」という記載がありますが、非常に違和感があります。今の時代には合わないですし、教育委員会の職場でこう考えている人は少数だと思います。表現を変えてはどうですか。

【総務課長】

そこは紛れのないように検討します。

【伊藤委員】

これはどうして議案ではなかったのですか。

【総務課長】

これは28ページにありますように、4課で自分たちでこうしていこうという内部のことですので、議案ではなくて報告事項としております。

【岩佐委員長】

特になければ、次に「平成29年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

「平成29年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

特によろしいでしょうか。それでは、その他、何かございませんか。

特になければ、議案第17号については、人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。傍聴の方は退室願います。

(傍聴人退席)

※秘密会のまま終了